

岩手県告示第375号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成28年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・岩手
 - (2) 代表者の氏名 平野由起子
 - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市紺屋町4番24号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、知的障害のある人（以下「アスリート」という。）たちに、年間を通じてオリンピック競技種目に準じたさまざまなスポーツトレーニングと競技の場を提供することにより、アスリートの健康を増進し、自立と社会参加の促進を図るというスペシャルオリンピックス（以下、「SO」という。）の使命に則り、米国ワシントン特別区の非営利法人である「スペシャルオリンピックス」（以下「SO国際本部」という。）に認証を受けた国内本部組織スペシャルオリンピックス日本（以下「SO日本」という。）と協定を交わし、認証を受け、SO日本が定める諸規則に基づき運営し、担当地域全域にその事業を拡大するものとする。また、スポーツ活動の他、教育・文化的プログラム及びレクリエーション活動や地域社会における知的障害理解促進を図る活動等を通じ、多様な人々が互いに尊重しあい共に生きていく社会の実現に寄与することを目的とする。